

令和6年度小川村農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、長野県の北部に位置し、全耕地面積に占める水田の割合は約3割。転作では、西山大豆とそばを中心に、地域振興作物である雑穀などが生産されている。

主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を促進することで、水田の荒廃化を防ぎ、耕地面積の維持を図っていく必要がある。

そこで、戦略作物を中心に生産力を向上させブランド化をめざす。

また、地域農業の振興のため、拡大が懸念される耕作放棄地の再生利用、また担い手の育成・確保等が課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物の導入にあたっては、産地交付金を活用し、雑穀（きび・あわ・ひえ・エゴマ・ソルガム）・ズッキーニを地域振興作物として振興していく。

転作作物として、大豆に関しては、地域のブランド「西山大豆」として需要があるため、農林公社みらいによる受託作業を推進し、農作業を省力化することで、生産性の向上、作付面積の拡大を図っている。令和6年度は前年度より大きく収量が減少したことから、令和5年度比より、交付単価を4,500円/10aへ上方修正する。そばに関しても、「小川村産のそば」をブランド化し、付加価値を付けることで需要の拡大を図り、生産性向上のため湿害を回避するための排水対策の実施、機械の導入による省力化、団地化の推進に取組み、令和6年度には前年度比1.04%増の契約数量を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域においても、生産者の高齢化による労働力の低下、担い手不足など中山間地域共通の課題を抱えている。

水田農業は、小規模経営体が多く、ほ場の区画規模も狭小で、畦畔管理作業を要することから、米の10a当たり生産費は、平坦地と比べて高い状況にある。主食用水稻は、生産数量目標に沿った作付面積を確保しつつ、水田所有農家の所得確保に向けては、産地交付金を活用した高収益作物や転作作物への転換が進んできているが、より一層の推進により経営の体質強化に取り組んでいく必要がある。

対象水田については、水稻作付水田を組み入れない作付け体系が定着しないよう指導し、転換作物作付のローテーションの導入を図ることで、ブロックローテーション体系を構築し、毎年点検により、水田水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等を確認し、点検結果を踏まえ、畑地化すべき農地においては畑地化支援を活用の勉強会等を実施し、畑地化への理解を深め畑地化を推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用水稻は、生産数量目標に沿った作付面積を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ 新市場開拓用米

エ WCS 用稲

オ 加工用米

(4) 麦、大豆、飼料作物

地域のブランド「西山大豆」として需要があるため、農林公社みらいによる受託作業を推進し、農作業を省力化することで、生産性の向上、作付面積の拡大を図っている。令和5年度には令和4年度の目標を下回ったことから、令和5年度には前年度比0.4%増の契約数量を目指す。

また、単収・品質の向上の取組として排水対策（明暗渠）などを行うものとする。
（面積 209a（H26）→面積 807a（R5）→面積 820a（R6））

(5) そば、なたね

「小川村産のそば」をブランド化し、付加価値を付けることで需要の拡大を図り、生産性向上のため湿害を回避するための排水対策の実施、機械の導入による省力化、団地化の推進に取組み、令和6年度には1.5%増の契約数量を目指す。

生産者の高齢化、担い手不足など中山間地域共通の課題を解消するために、産地交付金を活用し助成することで、作付面積の拡大を図る。

（面積 58a（H26）→面積 317a（R5）→面積 332a（R6））

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

産地交付金を活用し雑穀（きび・あわ・ひえ・エゴマ・ソルガム）・ズッキーニを地域振興作物として振興していく。

雑穀は、健康志向の高まりにより、需要が高まっており、令和4年度から村の農業振興補助金を増額し、今年度からは村の農林公社も振興を図る予定であることから、産地交付金を有効に活用し助成することで、作付面積の拡大を図る。

ズッキーニは、近年村内での生産が盛んであることから、産地交付金を有効に活用し助成することで、作付面積の拡大、農家の経営安定化を図る

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	30.66		30.13		30.13	
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆	8.07		8.20		8.31	
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば	3.17		3.30		3.32	
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	0.66		0.34		0.52	
・野菜	0.40		0.15		0.31	
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物	0.26		0.19		0.21	
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆（基幹）	水田における戦略作物 の生産性向上等の取組 に係る助成	水田における 作付面積（大豆）（a）	（令和５年度）大豆 807	大豆＜基幹＞ （令和６年度）820 （令和７年度）825 （令和８年度）831
	そば（基幹）		水田における 作付面積（そば）（a）	（令和５年度）そば 317	そば＜基幹＞ （令和６年度）330 （令和７年度）331 （令和８年度）332
2	雑穀（基幹） （きび・あわ・エゴマ・ソ ルガム）	高収益化作物への助成	水田における 作付面積（雑穀）（a）	（令和５年度） 26	雑穀＜基幹＞ （令和６年度）19 （令和７年度）20 （令和８年度）21
	ズッキーニ（基幹）		水田における 作付面積（ズッキー ニ）（a）	（令和５年度） 40	ズッキーニ＜基幹＞ （令和６年度）15 （令和７年度）22 （令和８年度）31
3	そば（基幹）	そばへの助成（地域の 取り組みに応じた配分の 対象分）	水田における作付面積 （a）	（令和５年度） 317	（令和６年度）330 （令和７年度）331 （令和８年度）332

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長野県

協議会名:小川村農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	4,500	大豆(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ)の防除
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	5,800	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ)の防除
2	高収益作物への助成	1	19,000	雑穀(基幹) (きび・あわ・エゴマ・ソルガム)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ)の防除
2	高収益作物への助成	1	14,000	ズッキーニ(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ)の防除
3	そばへの助成(地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の②の「そば・なたねの作付け」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。